

瑞穂区消防団
災害対応マニュアル
【水防編】

平成 27 年 5 月

目次

1 目的	P1
2 消防団の役割	P1
3 態勢を整える	P2
4 消防団本部の設置	P3
5 消防団部隊の編成	P4
6 情報連絡	P5
7 巡視	P5
8 広報	P6
9 水防活動	P6
10 消防署への報告	P6
別記様式	P7
別記様式(記入例)	P8
別紙	P9
広報文例1	P10
広報文例2	P11
広報文例3	P12

1 目的

本編は、瑞穂消防署水防計画に基づき、瑞穂区消防団の水防活動について定めたものである。水害時における各消防団の役割を明確にするとともに消防署との連携を強化し、以って区内の災害対応力の向上を目的とするものである。

2 消防団の役割

- (1) 態勢を整える
- (2) 消防団本部の設置
- (3) 消防団部隊の編成
- (4) 情報連絡
- (5) 巡視
- (6) 広報
- (7) 水防活動
- (8) 消防署への報告

3 態勢を整える

気象状況や市の体制（配備種別）にあわせて、消防団は下表のとおり態勢を整える。

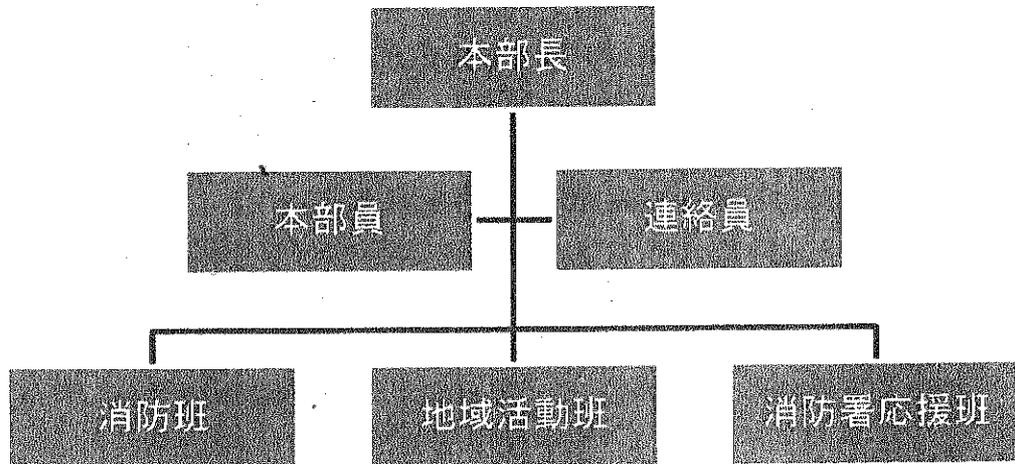
事 象	消防団の対応	市の体制
①気象警報（大雨（浸水害）、大雨（土砂災害）、暴風、洪水、高潮、暴風雪） ②津波注意報（伊勢・三河湾） ③水防警報（準備） ④その他市長が必要と認め当該配備を指示したとき	○対応なし ○各自情報収集	警戒体制 第1非常配備 市災害警戒本部
①台風の接近に伴う、第1非常配備の気象警報の発表 ②警報発表に伴い市域に被害が発生するおそれ ③津波警報（伊勢・三河湾）、 ④洪水予報（はん濫注意情報） ⑤水防警報（出動） ⑥その他市長が必要と認め当該配備を指示したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡体制の確保 ・高次移行への備え 	非常体制 第2非常配備 市災害対策本部
①特別警報（大雨（浸水害）、大雨（土砂災害）、暴風、高潮、波浪、暴風雪） ②大津波警報（伊勢・三河湾）、 ③洪水予報（はん濫警戒情報又ははん濫危険情報） ④その他市長が必要と認め当該配備を指示したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団本部設置 ・団員参集（概ね半数） 	非常体制 第3非常配備 市災害対策本部
①洪水予報（はん濫発生情報） ②その他市長が必要と認め当該配備を指示したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・団員参集（全員） ・態勢強化 	非常体制 第4非常配備 市災害対策本部

4 消防団本部の設置

- (1) 第2非常配備の連絡を受けたときは、各消防団長及び副団長は自宅待機又は連絡体制を確保（所在が明らかで携帯電話等により連絡ができること）する。
- (2) 第3非常配備の連絡を受けたときは、各消防団詰所に消防団本部を設置し、団員に非常参集を命じ、以下の任務を実施する。消防団詰所に消防団本部を設置できない場合は、消防団長の指定する場所に設置する。
 - ①消防団部隊を編成する。
 - ②消防隊本部室及び消防部隊と連携して活動する。
 - ③受令機や消防本部室への連絡員派遣などにより、積極的に災害状況を把握する。
 - ④団の活動状況又は活動結果を消防隊本部室へ報告する。
 - ⑤活動範囲は、学区優先を原則とする。
 - ⑥必要な場合は付近住民を指導し、救助、救護等応急活動を実施させる。
- (3) 消防団本部は原則として、第3非常配備が解除された時点で廃止する。

5 消防団部隊の編成

消防団本部設置後、団員の参集状況に応じて消防団部隊を編成する。部隊の編成は、本部長、本部員、連絡員、消防班、地域活動班、消防署応援班とする。



優先度	編成	人員	任務	備考
1	団本部長	団長	・消防団指揮	
1	団本部員	副団長2名 団員1名	・指揮補助・情報収集整理	
1	団連絡員	部長1名	・情報連絡（署所、災害救助地区本部）	
1	消防班	3名以上	・人命救助・水防活動 ・危険箇所の監視、警戒、通報 ・避難情報の広報	消防班長は「部長又は班長」の階級にある団員
2	地域活動班	4名以上	・河川巡視 ・学区内の巡視 ・避難情報の広報	地域活動班長は「部長又は班長」の階級にある団員
3	消防署応援班	要請された人員	・消防隊長（署長）の要請に基づき、消防署所に出動し、消防職員と合同で消防署所の残留警備や災害出動を行う	<u>本署への応援</u> 弥富・中根・御劔・瑞穂・豊岡・高田・汐路・陽明 <u>堀田出張所への応援</u> 堀田・穂波・井戸田

※ 人員は最低人数を示したもので、参集状況や災害状況により増減させてよい。

※ 上位階級の団員に不測事態等があり、担当任務にあたれない場合は直近下位の団員がその任務にあたる。

※ 安全確保用救命胴衣を着用して活動すること。

6 情報連絡

情報連絡方法は携帯電話（原則団長）を基本とする。そのほか電話や消防署への連絡員の派遣などにより情報連絡態勢を整える。平成27年度中にデジタル無線機導入予定。導入され次第、無線での運用とする。

7 巡視

(1) 巡視の開始時期

- ア 消防団本部長が必要と認めるとき
- イ 消防隊長から指示があったとき

(2) 巡視箇所

ア 土砂災害（特別）警戒区域

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	担当団	確認項目
岳見町4丁目	指定	—	弥富	<ul style="list-style-type: none"> ・要救助者の有無 ・クラックの有無 ・排水管・排水溝のズレの有無 ・法面のハラミ（膨らみ）の有無 ・湧水の有無 ・目地のズレ、開きの有無
日向町3丁目	指定	指定		
田辺通3丁目	指定	指定	陽明	
弥富町字円山	指定	指定		
柏木町1丁目	指定	—		
弥富町字清水ケ岡	指定	指定		

イ 河川

	担当団	確認項目
天白川	中根	<ul style="list-style-type: none"> ・要救助者の有無 ・増水（水位上昇） ・表裏法面の亀裂 ・欠け崩れ ・天端の沈下 ・越水・破堤など
山崎川	汐路・陽明・豊岡・弥富・井戸田・穂波	
新堀川	御劔・高田・穂波・堀田	

ウ 学区内の巡視

危険箇所の巡視、警戒や浸水、冠水状況の把握にあたる。緊急事態を発見したときは、すみやかに団本部を通じ消防署に報告すること。

8 広 報

(1) 消防署から「避難に関する情報」(別紙)が伝達された場合

事 象	対象地域・河川	担当団
内水はん濫	全学区	全消防団
河川洪水	天白川	弥富、中根
	山崎川	弥富、堀田、穂波、井戸田、豊岡
土砂災害	土砂災害警戒区域等	弥富、陽明

(2) 気象特別警報が発表された場合

学区内全域

(3) 広報文例

区本部で広報文例が作成された場合は、消防署経由でFAX送信されるのでこれを使用する。区本部で広報文例が作成されなかった場合は、**広報文例1～3**を使用する。

9 水防活動

(1) 警戒区域の設定

消防隊、消防団長及び消防団員は、水防上緊急の必要がある場所において、水防法第21条に基づいて警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。この場合、以下の事項について記録(様式は任意)し、消防隊長及び区本部に報告する。

- ア 警戒区域を設定した日時・場所
- イ 設定内容
- ウ 現場責任者の職、氏名
- エ その他必要な事項

(2) 水防活動

内水はん濫や河川洪水により、水防活動を実施することとなった場合は、消防隊長の指揮下に入り活動する。

10 消防署への報告

別記様式により消防署へ報告する。報告のタイミングは以下のとおりとし、報告の方法は電話又はFAXとする。

- (1) 随時
- (2) 巡視後
- (3) 消防署からの問い合わせ時
- (4) 非常配備解除後

消防団活動状況等報告

消防団（ ___月___日___時___分現在）

消防団本部設置の有無		有 . 無
		消防団本部設置時刻 ___月___日___時___分
参集人員		___人 / ___人
巡視・活動	時間	___月___日___時___分~___月___日___時___分
	人員	___人
	内容	
施設・資器材被害		
消防団員の負傷		
学区内の被害等		

※報告のタイミングは①随時②巡視後③消防署からの問い合わせ時④非常配備解除後
 ※報告方法は、電話又はFAX

記入例

消防団活動状況等報告

消防団（9月26日10時00分現在）

消防団本部設置の有無	有 ・ 無	
	消防団本部設置時刻 <u>9</u> 月 <u>26</u> 日 <u>5</u> 時 <u>30</u> 分	
参集人員 / 参集予定人員 <u>20</u> 人 / <u>25</u> 人		
巡視・活動	時間	<u>9月26日7時00分</u> ~ <u>9月26日8時00分</u>
	人員	<u>5</u> 人
	内容	<p>例) 消防団部隊を編成</p> <p>例) 山崎川の水位上昇中</p> <p>例) 天白川に水防活動の必要あり。</p>
施設・資器材被害		
<p>例) 消防団詰所に浸水 隣接消防団に応援を頼み、早急に対応する予定。</p> <p>例) 救出活動中、鋭利な地物に接触しボート破損</p>		
消防団員の負傷		
<p>例) 8時00頃、土のう搬送中にバランスを崩して転倒。腰を痛めたもよう。</p>		
学区内の被害等		
<p>例) ○○町一帯が床上浸水。</p> <p>例) ○○通交差点冠水。車両通行困難。</p>		

※報告のタイミングは①随時②巡視後③消防署からの問い合わせ時④非常配備解除後
 ※報告方法は、電話又はFAX

避難に関する情報

瑞穂消防署長

日時	月 日 時 分
対象消防団	全消防団 弥富 中根 堀田 穂波 井戸田 豊岡 陽明

情 報 文
<input type="checkbox"/> 内水氾濫 <input type="checkbox"/> 河川洪水【 天白川 ・ 山崎川 】 <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 市域に相当の被害が発生するおそれ
により、
<p>避難準備情報</p> <p>避難勧告 が 発表・発令・解除 されました。</p> <p>避難指示</p>

- ・ 該当地区の広報をお願いします。
- ・ 広報文例を参照してください。
- ・ 消防署以外から、出動等の要請があった場合は、速やかに消防署に連絡をしてください。

広報文例 1 : 避難準備情報発表時

こちらは、_____消防団です。

午前・午後 _____ 時 _____ 分、 _____ 学区に避難準備情報が発表
されました。

この状況が続くと避難が必要となる可能性があります。

テレビ・ラジオなどで正確な情報を収集してください。

今後の気象情報に十分注意してください。

最寄りの避難所を確認してください。

お年寄りの方や障害をおもちの方、小さなお子様がみえるご家庭
は、早めに避難を始めてください。

広報文例 2 : 避難勧告・避難指示発令時

こちらは、_____消防団です。

午前・午後 _____ 時 _____ 分、_____学区に避難勧告（避難指示）

が発令されました。

ただちに避難所へ避難するか、上の階の安全な場所に避難してください。

避難所は_____小学校・_____中学校です。

身の安全を確保し、命を守る行動をしてください。

広報文例 3 : 気象特別警報発表時

こちらは、 _____ 消防団です。

午前・午後 _____ 時 _____ 分、名古屋市に大雨（暴風・高潮・波浪・暴風雪）特別警報が発表されました！！

これまでに経験したことのないような大雨（暴風・高潮・波浪・暴風雪）となっています！！

厳重に警戒してください！！

ただちに避難所へ避難するか、建物の中の安全な場所に避難してください！！

身の安全を確保し、命を守る行動をしてください！！